## 〇久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

平成22年3月23日

条例第126号

改正 平成22年9月30日条例第252号

平成24年3月23日条例第10号

平成26年9月30日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則(平成22年久喜市規則第101号。以下「規則」という。)で定める程度の障がいの状態にある者をいう。
- 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をい う。
  - (1) 母が次のアから才までのいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある 児童を除く。以下この項において同じ。)を監護する家庭
    - ア 父母が婚姻を解消した児童
    - イ 父が死亡した児童
    - ウ 父が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
    - エ 父の生死が明らかでない児童
    - オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの
  - (2) 父が次のアからオまでのいずれかに該当する児童を監護し、かつ、当該児童 と生計を同じくする家庭

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 母が死亡した児童
- ウ 母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
- エ 母の生死が明らかでない児童
- オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの
- 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、 これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母、児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事 業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。
  - (1) 父母がない児童
  - (2) 前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童であって、母が監護しないもの又は同号アからオまでのいずれかに該当する児童(同号イに該当するものを除く。)であって、母がないもの
  - (3) 前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童であって、父が監護しないか、若しくは父と生計を同じくしないもの(父がないものを除く。)又は同号アからオまでのいずれかに該当する児童(同号イに該当するものを除く。)であって、父がないもの
- 4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。
- 5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法をいう。
- 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付 があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、

法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した 額をいう。

(対象者)

- 第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。) は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各 法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。
  - (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
  - (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童
- 2 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときは、当該父は、対象としない。
- 3 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となるときは、当該養育者は、対象としない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給 付を受けている者
  - (3) 規則で定める施設に入所している者
  - (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託 されている者
  - (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、次条の受給者証の交付を受けることができない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に 関しては、規則の定めるところによる。
- 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 (受給者証の交付)
- 第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。
- 2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、 申請者に通知するものとする。

(支給)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金 から自己負担金(当該支給事業において、受給者が負担すべき額をいう。以下同 じ。)を控除した額に入院時食事療養標準負担額を加算した額(以下「ひとり親家庭 等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(自己負担金)

- 第7条 自己負担金は、次に定める額とする。
  - (1) 通院の場合においては、1の医療機関につき、1人ごとに1月当たり1,000円とする。
  - (2) 入院の場合においては、1の医療機関につき、1人ごとに1日当たり1,200円とする。
  - (3) 一部負担金が前2号に定める額に満たない場合は、その一部負担金の額を自己負担金とする。
- 2 次に掲げる一部負担金については、前条の規定にかかわらず、自己負担金を控除しない。
  - (1) 対象者が医療を受けた月の属する年度(当該医療を受けた月が4月又は5月の場合にあっては、前年度)の受給者の市民税が非課税のとき(所得の申告をしないことにより課税されていない場合を除く。)又は市の条例で定めるところにより市民税が免除されている旨の届出があったときの当該対象者に係る一部負担金
  - (2) 薬局に係る一部負担金
  - (3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金

(支給の方法)

第8条 市長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

(届出義務)

- 第9条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その 旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例によるひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は 担保に供してはならない。 (損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお合併前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年久喜市条例第18号)、菖蒲町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年菖蒲町条例第23号)、栗橋町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年栗橋町条例第12号)又は鷲宮町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年栗橋町条例第12号)又は鷲宮町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年鷲宮町条例第25号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の例による。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年9月30日条例第252号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条に規定する対象者(ひとり親家庭の父及び児童であって、父がその児童と生計を同じくしていないものに限る。)であって受給者証の交付を受けているものに係るひとり親家庭等医療費の支給については、当該受給者証の有効期間に限り、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第16号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。